

12 2023 December

※このカレンダーには、決算日等に関係なく全ての会社に共通する期日のみ記載しています。

日	月	火	水	木	金	土
					1 仏滅	2 大安
3 赤口	4 先勝	5 友引	6 先負	7 仏滅	8 大安	9 赤口
10 先勝	11 友引	12 先負	13 大安	14 赤口	15 先勝	16 友引
17 先負	18 仏滅	19 大安	20 赤口	21 先勝	22 友引	23 先負
24 仏滅	25 大安	26 赤口	27 先勝	28 友引	29 先負	30 仏滅
31 大安						

健康保険被扶養者状況リスト、被扶養者調書兼異動届の提出

11月分の源泉所得税等の納付
特別徴収住民税の納期の特例分の納付

雇用保険被保険者資格取得届の提出 (11月雇入分)

2024	1	日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4	5	6
		7	8	9	10	11	12	13
		14	15	16	17	18	19	20
		21	22	23	24	25	26	27
		28	29	30	31			

12月の総務・経理のお仕事カレンダー 12月の税務と労務

税務

- 11月分の源泉所得税、特別徴収住民税の納付
→ 12月11日 (月) まで
- 当年6月～11月分の特別徴収住民税の納期の特例分の納付 **Check!**
★ 10人未満の事業所は届出により前6か月分を6月10日と12月10日までに納付することができます。
→ 12月11日 (月) まで
- 10月決算法人の確定申告と納付 (法人税・消費税など)
★ 届出により申告期限の延長特例あり (特例利用の場合は見込納付、消費税は法人税の延長とセット)。
→ 決算応当日 (月末決算では1月4日 (木)) まで
- 4月決算法人の中間申告と納付 (法人税・消費税など)
→ 決算応当日 (月末決算では1月4日 (木)) まで
- 3か月ごとに消費税の中間申告をする法人 (前年確定消費税額 (国税) が400万円超の法人) のうち1月・4月・7月決算法人の中間申告と納付
→ 決算応当日 (月末決算では1月4日 (木)) まで
- 1か月ごとに消費税の中間申告をする法人 (前年確定消費税額 (国税) が4,800万円超の法人) のうち9月・10月決算法人 (申告期限延長の場合は8月・9月・10月決算法人) を除く法人の中間申告と納付
→ 決算応当日 (月末決算では1月4日 (木)) まで
- 固定資産税・都市計画税 (第3期分) の納付 → 市町村条例指定日まで
- 給与所得者の年末調整 → 本年最後の給与支払日まで
- 「給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書」・「給与所得者の保険料控除申告書」・「給与所得者の (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除申告書」の受理 **Check!**
→ 本年最後の給与の支払を受ける日の前日まで

労務

- 雇用保険被保険者資格取得届の提出 (11月雇入分)
→ 12月11日 (月) まで

- 健康保険の被扶養者状況リスト、被扶養者調書兼異動届の提出 **Check!**
★ 協会けんぽでは毎年、被扶養者資格の再確認を実施。
→ 12月8日 (金) まで
- 外国人雇用状況届出書の提出 (雇用保険の被保険者ではない外国人の11月雇入・離職分) → 1月4日 (木) まで
- 健康保険・厚生年金保険の保険料納付 (11月分) → 1月4日 (木) まで
- 申告、納付期限等の日が土曜日、日曜日、国民の祝日・休日に当たるときは、原則その翌日が納付期限等の日となります。

Column

税務上の住宅ローン控除

令和4年度税制改正により住宅借入金等特別控除 (以下、住宅ローン控除) が見直されています。令和4年に居住した場合、令和4年分は住宅ローン控除初回のため各自確定申告を行いました。令和5年分は2回目のため年末調整にて対応します。この住宅ローン控除に関する税務・労務上の注意点を記載します。

【税務上の注意点】

令和4年度改正により、住宅ローン控除の適用対象者のその年分の合計所得金額2,000万円 (一部は1,000万円) 以下への引下げ・住宅性能に合わせた借入限度額の段階設定・控除率の引下げ (0.7%) 等の変更点が多々ありますので、年末調整時に注意する必要があります。

【労務上の注意点】

住宅ローン控除の適用要件の一つに「特別控除を受ける年分の12月31日まで引き続き居住の用に供していること」があるため、12月に駆け込みで住宅取得と住所変更が行われる可能性があります。被保険者の住所が変った場合、健康保険・厚生年金保険ではマイナンバーと基礎年金番号が結びついている被保険者であれば原則届出は不要です。雇用保険では被保険者の住所を登録していないため、住所が変更になっても手続は不要です。労災保険は「事業所」を単位として成立していますので、従業員が住所を変更しても支障はありません。



令和5年10月
から始まった!

インボイス制度のポイント

税理士 金井恵美子

免税事業者の登録手続

免税事業者である方の中には、インボイス発行事業者への登録は、インボイス制度がスタートした後の事業の状況を見極めて判断しようという方もおられます。今後、免税事業者が登録の手続を行う場合の留意点を確認しましょう。

1 課税事業者選択届出書の提出を不要とする経過措置

(1) 原則

免税事業者がインボイス発行事業者の登録を受けるためには、原則として、課税事業者選択届出書を提出して課税事業者を選択する必要があります。課税事業者の選択は課税期間単位で行うものであるため、インボイス発行事業者の登録も、原則として課税期間を単位として行うこととなります。

(2) 6年間の経過措置

インボイス制度の開始から令和11年9月30日までの日の属する課税期間においては、課税事業者選択届出書を提出することなく、登録申請書の提出によって課税事業者となり、インボイス発行事業者となる経過措置が設けられています。この6年間は課税事業者選択届出書の提出が不要なので、課税期間の途中から登録することができます。

2 登録申請の期限等

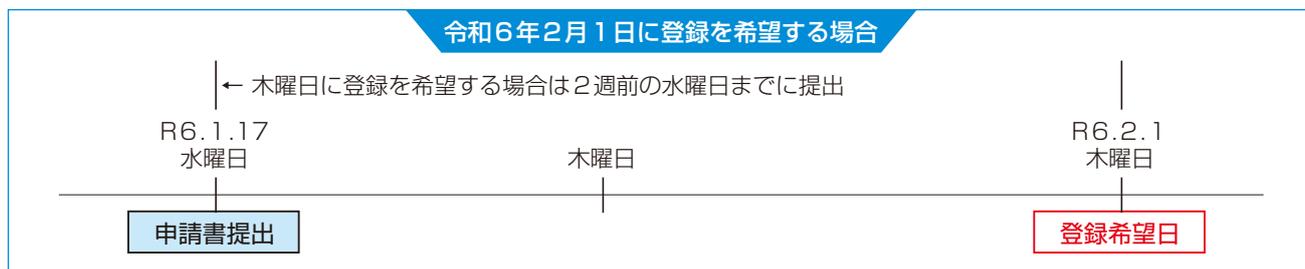
(1) 課税期間の初日の登録

免税事業者が、課税期間の初日から登録を受けようとする場合には、その課税期間の初日から起算して15日前の日までに登録申請書を提出しなければなりません。15日前の日までに提出すれば、登録の通知等が遅れても、翌課税期間の初日が登録日となります。

(2) 課税期間の途中の登録

免税事業者が課税期間の途中から登録を受けようとする場合は、登録申請書の提出日から15日を経過する日以後の日を登録希望日として記載します。15日を経過する日以後の日を登録希望日とした場合は、登録の通知等が遅れても、登録希望日が登録日となります。

具体的には、登録希望日の「2週前の日の前日」が申請期限です。登録希望日が木曜日であれば、2週前の水曜日までに申請しなければなりません。



3 課税期間の途中で登録した場合の課税の対象

課税期間の途中からインボイス発行事業者となる場合には、その登録日より前に行った取引について申告義務はありません。2割特例を適用する場合は、登録日以後の課税売上高を集計して申告書を作成することになります。

4 継続して課税事業者となる取扱い

免税事業者が、令和5年10月1日の属する課税期間の翌課税期間以後に登録した場合（個人事業者である場合は令和6年1月1日以後に登録した場合）は、登録日から2年を経過する日の属する課税期間までの間は、継続して課税事業者として申告するものとされています。令和5年10月1日の属する課税期間に登録した場合は、この取扱いはありません。